

財務状況把握の結果概要

近畿財務局

(対象年度: 令和4年度)

◆対象団体

都道府県名	団体名
大阪府	門真市

◆基本情報

財政力指数	0.68	標準財政規模(百万円)	28,100
R5.1.1人口(人)	117,937	令和4年度職員数(人)	740
面積(Km ²)	12.30	人口千人当たり職員数(人)	6.3

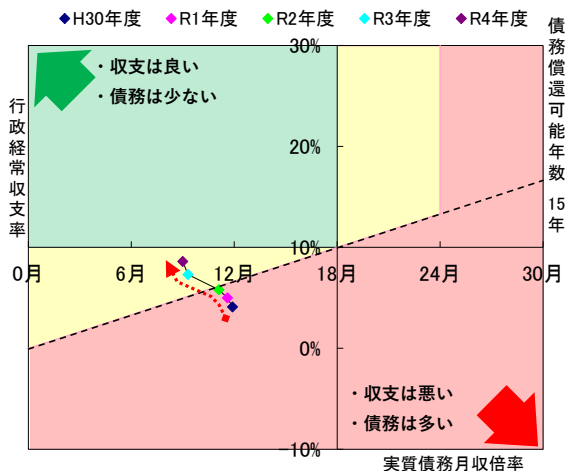
◆国勢調査情報

(単位: 千人)

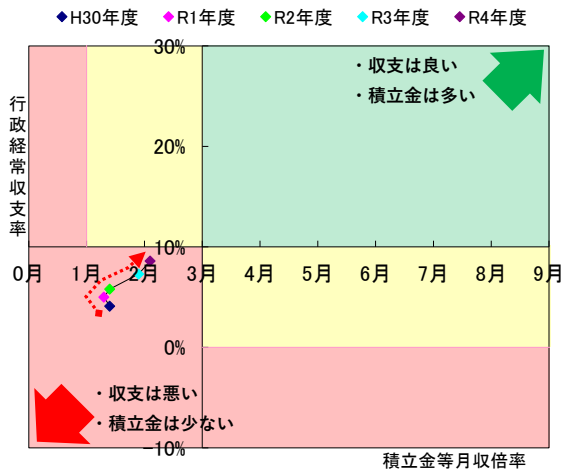
調査年	総人口	年齢別人口構成						産業別人口構成					
		年少人口 (15歳未満)	構成比	生産年齢人口 (15歳～64歳)	構成比	老年人口 (65歳以上)	構成比	第一次産業 就業人口	構成比	第二次産業 就業人口	構成比	第三次産業 就業人口	構成比
H22年	130.3	17.0	13.1%	83.1	64.0%	29.8	22.9%	0.1	0.3%	15.8	31.9%	33.5	67.8%
H27年	123.6	14.2	11.6%	74.2	60.5%	34.3	28.0%	0.2	0.3%	15.1	31.1%	33.3	68.5%
R2年	119.8	11.8	9.8%	71.7	59.9%	36.3	30.3%	0.2	0.3%	18.6	29.5%	44.2	70.2%
R2年	全国平均	11.9%		59.5%		28.6%		3.2%		23.4%		73.4%	
	大阪府平均	11.7%		60.7%		27.6%		0.5%		22.5%		77.0%	

◆ヒアリング等の結果概要

債務償還能力



資金繰り状況



債務高水準	
-------	--

積立低水準	✓
-------	---

収支低水準	
-------	--

該当なし	
------	--

【要因】	
建設債	
実質的な債務	債務負担行為に基づく支出予定額
	公営企業会計等の資金不足額
	土地開発公社に係る普通会計の負担見込額
	第三セクター等に係る普通会計の負担見込額
その他	その他

【要因】	
建設投資目的の取崩し	
資金繰り目的の取崩し	
積立原資が低水準	✓
その他	

【要因】	
地方税の減少	
人件費の増加	
物件費の増加	
扶助費の増加	
補助費等・繰出金の増加	
その他	

◆財務指標の経年推移

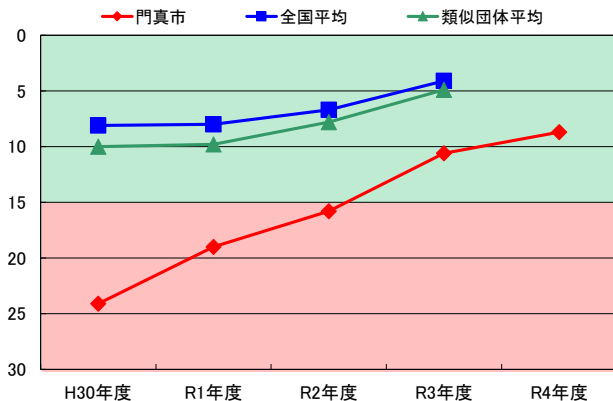
<財務指標>

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	類似団体 平均値	全国 平均値	(参考) 大阪府 平均値
債務償還可能年数	24.1年	19.0年	15.8年	10.6年	8.7年	4.9年	4.1年	5.5年
実質債務月収倍率	11.9月	11.6月	11.1月	9.3月	9.0月	6.4月	6.5月	6.9月
積立金等月収倍率	1.4月	1.3月	1.4月	1.9月	2.1月	3.5月	7.1月	3.9月
行政経常収支率	4.1%	5.0%	5.8%	7.3%	8.6%	11.3%	15.3%	10.5%

※平均値は、いずれもR3年度

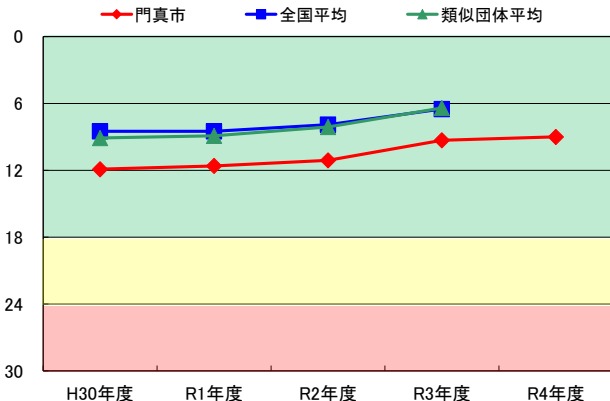
債務償還可能年数5ヵ年推移

(単位:年)



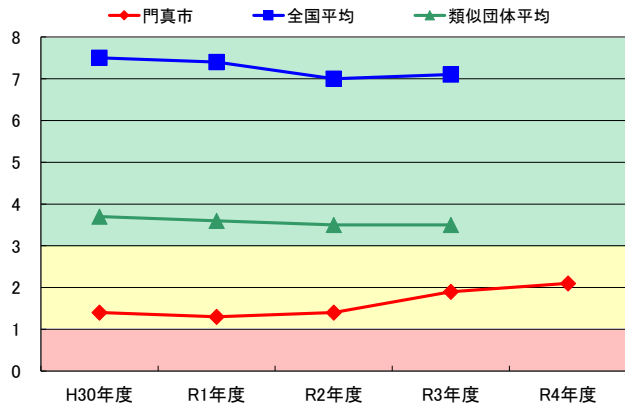
実質債務月収倍率5ヵ年推移

(単位:月)



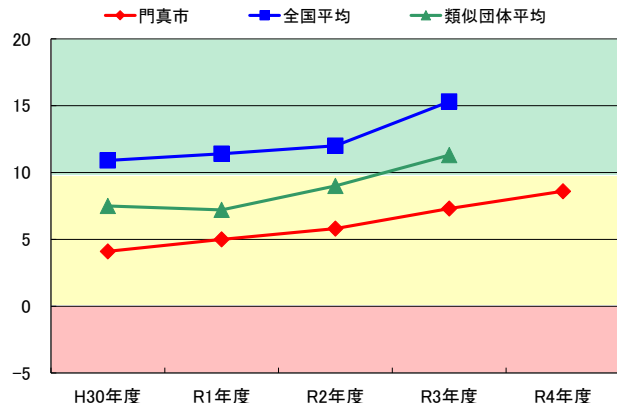
積立金等月収倍率5ヵ年推移

(単位:月)



行政経常収支率5ヵ年推移

(単位:%)



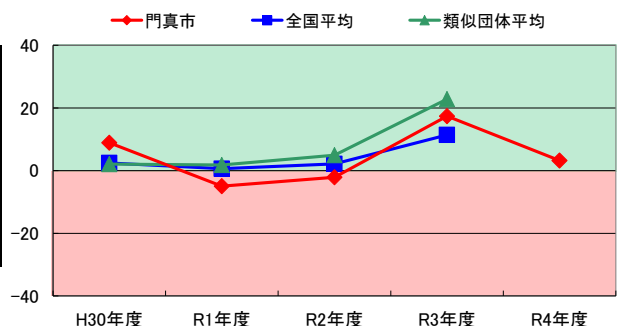
<参考指標>

基礎的財政収支(プライマリー・バランス)5ヵ年推移

(単位:億円)

健全化判断比率	門真市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	11.90%	20.00%
連結実質赤字比率	-	16.90%	30.00%
実質公債費比率	3.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率	13.4%	350.0%	-

(R4年度)



※ 基礎的財政収支 = [歳入 - (地方債 + 繰越金 + 基金取崩)]
 - [歳出 - (公債費 + 基金積立)]

※ 基金は財政調整基金及び減債基金
 (基金積立には決算剰余金処分による積立額を含まない。)

※1. 各項目の平均値は小数点第2位で四捨五入したものである。

※2. グラフ中の「類似団体平均」の類型区分については、R3年度における類型区分である。

※3. 各項目の平均値は、各団体のR3年度計数を単純平均したものである。

※4. 債務償還可能年数について、分子(実質債務)が0以下となる場合は「0.0年」を表示する。分子(実質債務)が0より大きく、かつ分母(行政経常収支)が0以下となる場合は空白で表示する。

※5. 債務償還可能年数における平均値の算出について、分子(実質債務)がマイナスの場合は「0年」として単純平均している。

また、分母(行政経常収支)がマイナスの場合は集計対象から除外とするが、分子(実質債務)及び分母(行政経常収支)が共にマイナスの場合は「0年」として単純平均している。

なお、債務償還可能年数が100年以上の団体は集計対象から除外している。

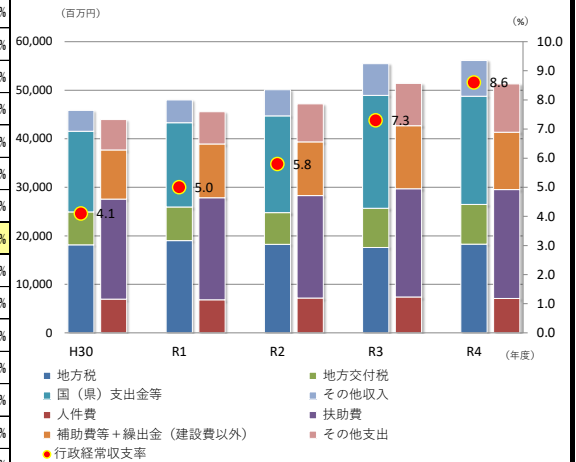
※6. 実質債務月収倍率における平均値の算出について、分子(実質債務)がマイナスの場合は「0月」として単純平均している。

◆行政キャッシュフロー計算書

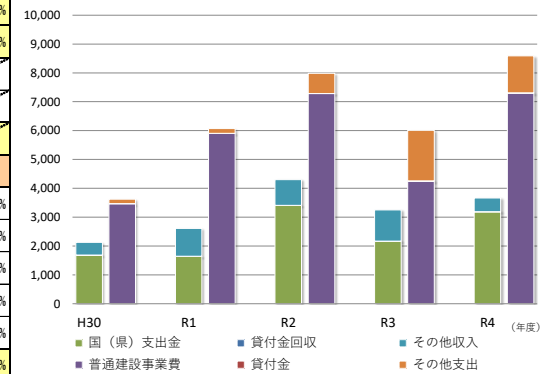
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	構成比	類似団体平均値 (R3年度)	構成比
■行政活動の部■								
地方税	18,146	19,000	18,230	17,589	18,269	32.5%	17,720	36.9%
地方譲与税・交付金	2,907	2,863	3,388	4,025	4,033	7.2%	3,903	8.1%
地方交付税	6,781	6,953	6,540	8,092	8,204	14.6%	6,705	14.0%
国(県)支出金等	16,613	17,362	19,948	23,245	22,300	39.7%	17,612	36.7%
分担金及び負担金・寄附金	173	151	379	851	1,661	3.0%	607	1.3%
使用料・手数料	703	1,152	1,105	1,164	1,153	2.1%	783	1.6%
事業等収入	526	524	525	503	520	0.9%	707	1.5%
行政経常収入	45,849	48,004	50,114	55,469	56,139	100.0%	48,037	100.0%
人件費	6,951	6,825	7,194	7,383	7,086	12.6%	7,523	15.7%
物件費	5,638	6,006	7,264	8,213	9,472	16.9%	7,819	16.3%
維持補修費	230	280	242	181	199	0.4%	472	1.0%
扶助費	20,633	21,036	21,092	22,317	22,437	40.0%	16,831	35.0%
補助費等	4,777	5,487	5,542	7,390	6,077	10.8%	5,446	11.3%
繰出金(建設費以外)	5,326	5,572	5,532	5,624	5,762	10.3%	4,321	9.0%
支払利息	404	351	317	289	260	0.5%	169	0.4%
(うち一時借入金利息)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(0)	
行政経常支出	43,960	45,557	47,183	51,398	51,294	91.4%	42,580	88.6%
行政経常収支	1,889	2,447	2,931	4,071	4,846	8.6%	5,457	11.4%
特別収入	120	183	12,300	132	141		461	
特別支出	31	18	12,075	—	—		85	
行政収支(A)	1,978	2,612	3,156	4,203	4,987		5,832	
■投資活動の部■								
国(県)支出金	1,682	1,640	3,404	2,167	3,182	86.8%	1,549	43.2%
分担金及び負担金・寄附金	0	9	144	248	9	0.2%	398	11.1%
財産売却収入	205	230	478	542	198	5.4%	181	5.0%
貸付金回収	5	5	6	5	5	0.1%	529	14.7%
基金取崩	238	728	269	292	270	7.4%	929	25.9%
投資収入	2,130	2,612	4,300	3,254	3,664	100.0%	3,585	100.0%
普通建設事業費	3,466	5,902	7,281	4,254	7,304	199.3%	5,332	148.7%
繰出金(建設費)	—	—	—	—	—	0.0%	50	1.4%
投資及び出資金	148	—	—	—	—	0.0%	116	3.2%
貸付金	5	5	5	5	5	0.1%	537	15.0%
基金積立	3	164	700	1,748	1,281	35.0%	1,273	35.5%
投資支出	3,622	6,072	7,987	6,007	8,590	234.4%	7,307	203.8%
投資収支	▲1,493	▲3,460	▲3,686	▲2,753	▲4,926	▲134.4%	▲3,722	▲103.8%
■財務活動の部■								
地方債	3,084	4,856	4,861	3,847	4,015	100.0%	3,413	100.0%
(うち臨財債等)	(1,913)	(1,630)	(1,502)	(2,078)	(620)		(1,410)	
翌年度繰上充用金	—	—	—	—	—	0.0%	—	0.0%
財務収入	3,084	4,856	4,861	3,847	4,015	100.0%	3,413	100.0%
元金償還額	3,741	3,836	3,915	3,876	4,065	101.3%	3,961	116.1%
(うち臨財債等)	(1,630)	(1,736)	(1,838)	(1,946)	(2,031)		(1,609)	
前年度繰上充用金	—	—	—	—	—	0.0%	—	0.0%
財務支出(B)	3,741	3,836	3,915	3,876	4,065	101.3%	3,961	116.1%
財務収支	▲656	1,019	946	▲29	▲50	▲1.3%	▲548	▲16.1%
収支合計	▲171	171	416	1,421	11		1,562	
償還後行政収支(A-B)	▲1,762	▲1,225	▲758	327	922		1,871	
■参考■								
実質債務	45,683	46,677	46,475	43,444	42,308		25,819	
(うち地方債現在高)	(50,190)	(51,209)	(52,155)	(52,126)	(52,076)		(38,931)	
積立金等残高	5,667	5,275	6,122	8,999	10,021		14,228	

(百万円)

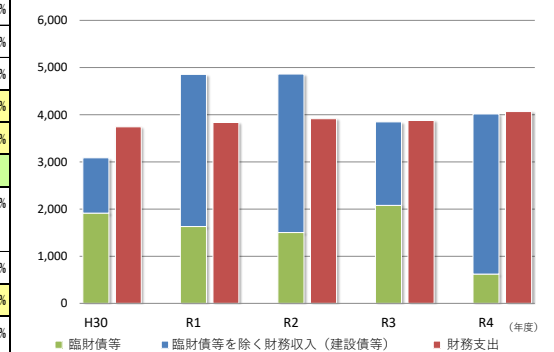
行政経常収入・支出の5ヵ年推移



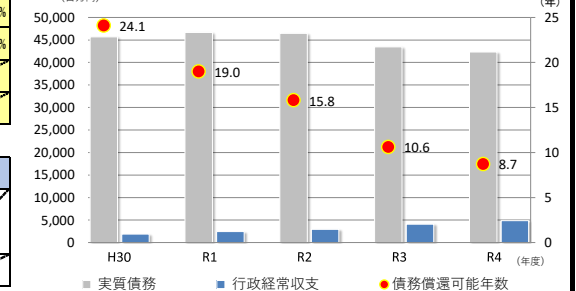
投資収入・支出の5ヵ年推移



財務収入・支出の5ヵ年推移



実質債務・債務償還可能年数の5ヵ年推移



※類似団体平均値は、各団体のR3年度計数を単純平均したものである。
 ※臨時財政対策債について、「臨財債」としている。

◆ヒアリングを踏まえた総合評価

※年表示について、「平成」については元号を記載していない。

1. 債務償還能力について

債務償還能力の評価については、債務償還可能年数及び債務償還可能年数を構成する実質債務月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面（債務の水準）及びフロー面（償還原資の獲得状況）の両面から行っている。

【診断結果】

債務償還能力は、留意すべき状況にないと考えられる。

①ストック面

令和4年度の実質債務月収倍率は9.0月と基準値である18.0月を下回っていることから、債務高水準の状況にない。

なお、他団体と比較可能な令和3年度の実質債務月収倍率は9.3月と、全国平均（6.5月）や類似団体平均（6.4月）を上回っている。

②フロー面

令和4年度の行政経常収支率は8.6%と基準値である10.0%を下回っているが、債務償還可能年数は8.7年と基準値である15.0年を下回っていることから、両指標を併せて見れば、収支低水準の状況にない。

なお、他団体と比較可能な令和3年度の行政経常収支率は7.3%と、全国平均（15.3%）や類似団体平均（11.3%）を下回っている。また、債務償還可能年数は10.6年と、全国平均（4.1年）や類似団体平均（4.9年）を上回っている。

2. 資金繰り状況について

資金繰り状況の評価については、積立金等月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面（資金繰り余力としての積立金等の水準）及びフロー面（経常的な資金繰りの余裕度）の両面から行っている。

【診断結果】

資金繰り状況は、積立低水準の状況にあることから、留意すべきと考えられる。

①ストック面

令和4年度の積立金等月収倍率は2.1月と基準値である3.0月を下回っており、また、行政経常収支率は8.6%と基準値である10.0%を下回っていることから、両指標を併せて見れば、積立低水準の状況にある。

なお、他団体と比較可能な令和3年度の積立金等月収倍率は1.9月と、全国平均（7.1月）や類似団体平均（3.5月）を下回っている。

②フロー面

「1. 債務償還能力について ②フロー面」に記載のとおり、収支低水準の状況にない。

●財務指標の経年推移（補正後）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	類似団体平均値 (R3年度)
債務償還可能年数	18.9年	16.6年	19.0年	33.0年	21.8年	24.1年	19.0年	15.8年	10.6年	8.7年	4.9年
実質債務月収倍率	11.9月	11.4月	11.4月	12.2月	12.0月	11.9月	11.6月	11.1月	9.3月	9.0月	6.4月
積立金等月収倍率	2.1月	2.0月	1.8月	1.6月	1.5月	1.4月	1.3月	1.4月	1.9月	2.1月	3.5月
行政経常収支率	5.2%	5.7%	5.0%	3.0%	4.5%	4.1%	5.0%	5.8%	7.3%	8.6%	11.3%

※「参考1 診断基準」のとおり、債務高水準、積立低水準、収支低水準となっている場合は、赤色で表示。

診断基準には、該当しないものの、診断基準の定義②のうち一つの指標に該当している場合は、黄色で表示。

参考1 診断基準

財務上の留意点	定義
債務高水準	①実質債務月収倍率24.0月以上 ②実質債務月収倍率18.0月以上かつ 債務償還可能年数15.0年以上
積立低水準	①積立金等月収倍率1.0月未満 ②積立金等月収倍率3.0月未満かつ 行政経常収支率10.0%未満
収支低水準	①行政経常収支率0.0%以下 ②行政経常収支率10.0%未満かつ 債務償還可能年数15.0年以上

参考2 財務指標の算式

- ・債務償還可能年数＝実質債務／行政経常収支
- ・実質債務月収倍率＝実質債務／（行政経常収入／12）
- ・積立金等月収倍率＝積立金等／（行政経常収入／12）
- ・行政経常収支率＝行政経常収支／行政経常収入

※実質債務＝地方債現在高＋有利子負債相当額－積立金等
有利子負債相当額＝債務負担行為支出予定額＋公営企業会計等資金不足額等
積立金等＝現金預金＋その他特定目的基金
現金預金＝歳計現金＋財政調整基金＋減債基金

3. 財務の健全性等に関する事項

【収支系統】収支低水準に該当していない要因

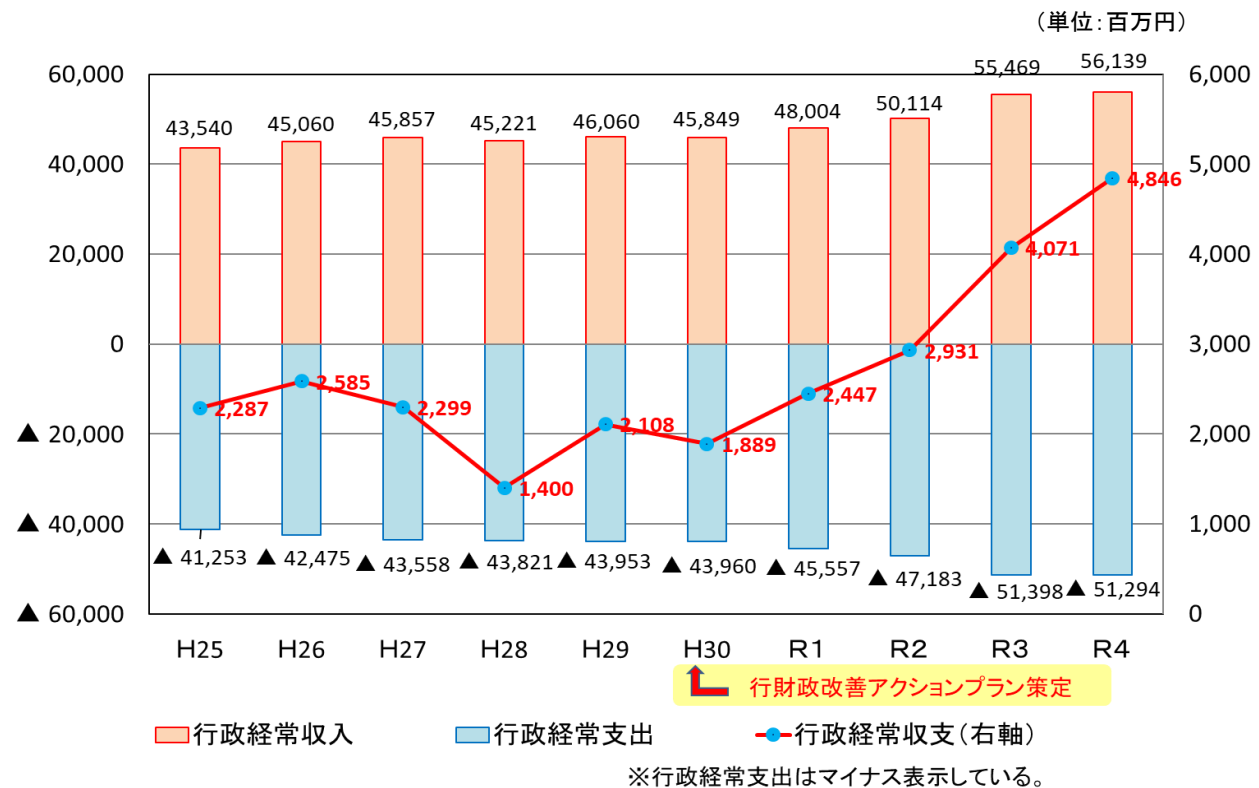
貴市では、類似団体との比較において、収入面では、生活保護世帯が多いことなどを背景として、人口一人当たりの個人住民税が低い水準である一方で、支出面では、人口一人当たりの扶助費が高い水準にあり、加えて国民健康保険事業特別会計、公共下水道事業会計への繰出金が高い水準であることなどで、収支余剰が生まれていく収支構造となっており、過去3回（診断年度28年度、23年度、21年度）の財務状況把握においては、いずれも収支低水準に該当していた。

こうした中で、28年度決算において財政構造の弾力性が極めて硬直化していることなどの厳しい財政状況に直面していることを踏まえて、「門真市行財政改善基本方針」(30年5月)及び「門真市行財政改善アクションプラン」(30年9月)を策定し、歳入確保と歳出抑制等について各般の取組を進めるとともに、財政調整基金を取り崩さない収支均衡予算を目指した予算編成を行うなどにより収支改善を図ってきた。

これらの取組成果としては、収入面においては、ふるさと納税寄附の確保、市税収納率の向上、低未利用市有財産の有効活用等により歳入の確保を、支出面においては、事業や補助金の廃止・見直し、将来の就学前児童人口等を勘案した公立保育園の廃園等により歳出の削減を実現している。また、国民健康保険料の市独自減免について、段階的に縮小・廃止することにより国民健康保険事業特別会計への繰出金を削減している。加えて、府営住宅の貴市への移管に伴う賃料収入の増や令和3年度、4年度の普通交付税の再算定による追加交付も相まって、令和4年度の行政経常収支は、直近10年間のうち最も少なかった28年度と比べて3,446百万円増加している。

この結果、令和4年度の行政経常収支率は8.6%と、基準値である10.0%を下回っているものの、債務償還可能年数が8.7年と、財務状況把握の開始以降、初めて基準値である15.0年を下回ったことから、両指標を併せて見れば、今回は収支低水準に該当していない。

■ 行政経常収支等の推移(25年度～令和4年度)



【積立系統】積立低水準に該当している要因

(i) 積立低水準の主な要因

積立低水準の主な要因は、積立原資が低水準にあるためと考えられる。

(ii) 分析方法

令和4年度の積立金等残高は、直近10年間に於いて最も多いものの、前回診断年度(28年度)において積立低水準に該当し、その後も積立金等月収倍率は基準値である3.0月を一貫して下回っていることから、過去の積立金等の取崩しの経緯や直近10年間に於いて積立余力が乏しい背景について分析を行った。

(iii) 分析結果

貴市では、平成初頭までの企業城下町としての潤沢な法人住民税等が、当該企業の生産拠点の海外移転に伴って減少したことに加え、扶助費等の増加により、収支が悪化したことから、収支補填のために基金の取崩しを余儀なくされてきた。

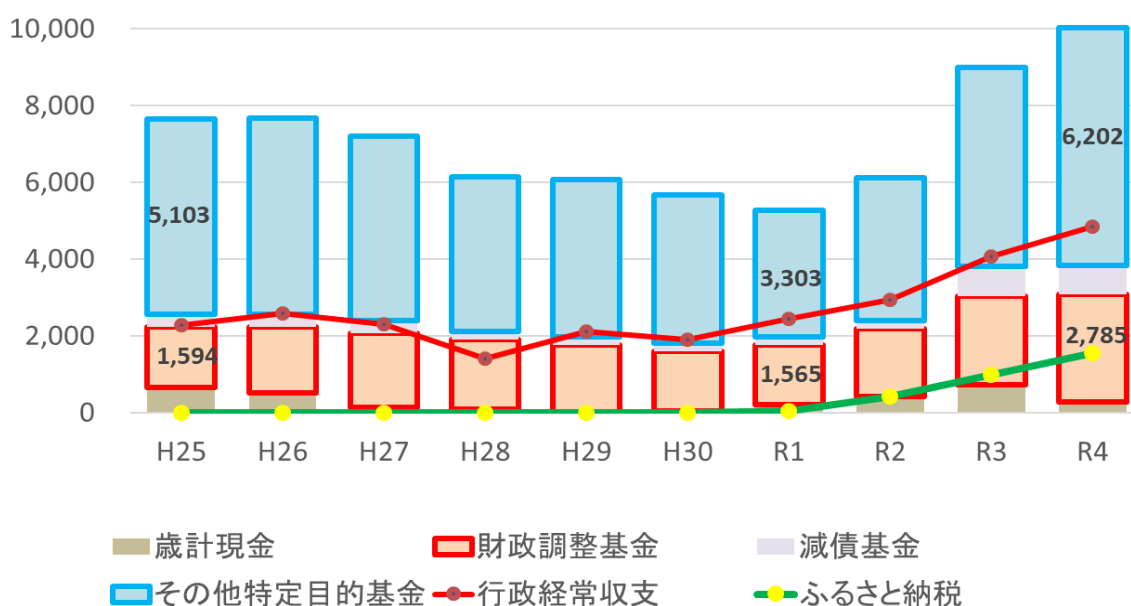
近年においては、市民文化会館の大規模改修事業や市営住宅の維持管理費等に充てるため、文化芸術振興基金や市営住宅建設基金等、その他特定目的基金を取り崩したため、令和元年度まで積立金等残高は減少を続けていた。

このため、このような状況が続くと、持続可能な行財政運営が困難となるおそれがあることから、【収支系統】に記載のとおり、歳入確保と歳出抑制の取組等により収支の改善に取り組んだことで基金の積立余力も増したことから、令和2年度に積立金等残高は増加に転じ、その後も地方交付税の増等も相まって積み上がってきている。

この結果、令和4年度の積立金等月収倍率は2.1月と改善しているものの、基準値である3.0月までは達しておらず、また、行政経常収支率が8.6%と基準値である10.0%を下回っていることから、引き続き、積立低水準に該当している。

■ 財政調整基金等の推移(25年度～令和4年度)

(単位: 百万円)



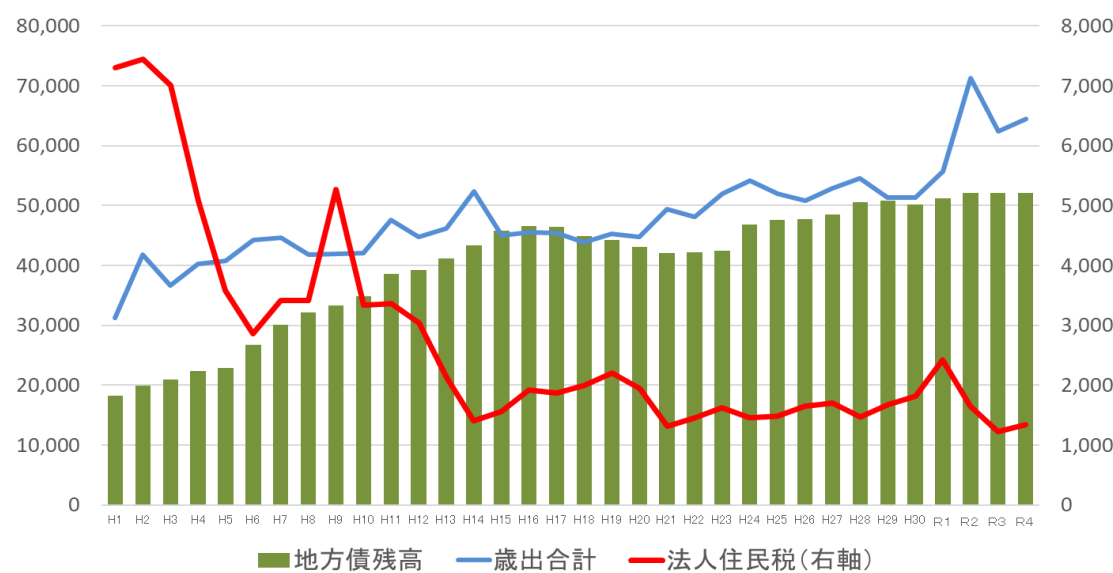
【債務系統】債務高水準に該当していない要因

貴市では、かつては潤沢な法人住民税収を背景として地方債残高が少なかったが、24年度以降、まちづくり事業等の実施により地方債残高が増加し、前回診断年度(28年度)においては、過去最高額(50,626百万円)に達していたものの、実質債務月収倍率は12.2月と、基準値である18.0月を下回っており、債務高水準に該当していなかった。

29年度以降は、公営住宅再整備や住宅市街地総合整備などの積極的なまちづくり事業への投資や市民文化会館大規模改修などの公共施設老朽化対応事業等により地方債残高は増加傾向にあるものの、【積立系統】に記載のとおり、積立金等残高が増加していることから、実質債務は減少している。

この結果、令和4年度の実質債務月収倍率は9.0月と、基準値である18.0月を下回っており、債務高水準に該当していない。

■ 地方債残高等の推移(元年度～令和4年度)
(単位:百万円)



【今後の見通し】

○ 計画名

「中期的な財政収支見通しの状況」(令和5年9月策定、期間:令和4年度～令和15年度)

※「門真市健全な財政に関する条例」第3条に基づき毎年策定される財政収支見通し

○ 財務指標の見通し

財務指標	R4年度	R15年度	主な変動要因	
債務償還可能年数	8.7年	19.9年	下記実質債務月収倍率や行政経常収支率の変動の結果、債務償還可能年数は悪化する見通しであるため。	悪化
実質債務月収倍率	9.0月	13.0月	学校適正配置推進事業(起債額:173.5億円)や庁舎エリア整備事業(起債額:81.4億円)等に多額の起債を行う見通しであるため。	悪化
積立金等月収倍率	2.1月	0.8月	今後予定している大規模投資事業に対応するため特定目的基金を、また、一般会計の財源不足に対応するため財政調整基金を取り崩す見通しであるため。	悪化
行政経常収支率	8.6%	5.4%	人口減少に伴う個人住民税の減少等により収入が減少する一方で、社会保障関係経費の増加による繰出金の増加等により支出が増加する見通しであるため。	悪化

(注)矢印の色:赤色は悪化、矢印の向き:指標の動き

【その他の留意点】

○ 今後の財政運営について

貴市では、収支余剰が生まれにくい収支構造であるなか、今後、人口減少・高齢化の進展に伴い市税収入の減少及び社会保障関係経費の増加が見込まれるとともに、公共施設等の老朽化対応等の大規模事業投資により、貴市の財政状況は厳しさを増すものと考えられる。

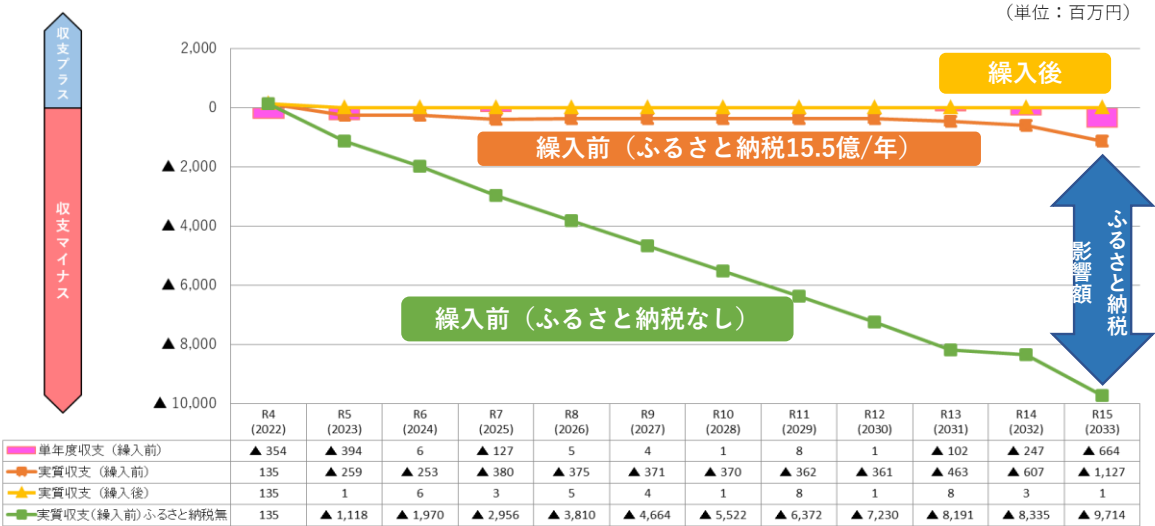
貴市の最新の「中期的な財政収支見通しの状況」(以下、「収支計画」という。)によると、今後予定されている学校適正配置推進事業(事業費約211億円)、市営住宅維持管理事業(同約168億円)、庁舎エリア整備事業(同約146億円)、住宅市街地総合整備事業(同約141億円)等を実施する場合、令和5年度以降に収支不足が生じ、財政調整基金の取崩しが必要になると見込まれている。

さらに、庁舎エリア整備事業費については、収支計画に織り込まれているものの未だ基本構想段階であり、今後の検討状況や建築コストの高騰及び人件費等の物価動向によっては事業費が大きく上振れるリスクを有しているほか、現在作成中の公共施設等個別施設計画(公共施設再編計画)の内容は収支計画に反映されていないことや、小中学校の無償給食恒久化など新たな財政需要も生じており、財政支出の上振れリスクの大きいことが懸念される。

加えて、「ふるさと納税寄附などの臨時的かつ不安定な財源に依存することなく「財政調整基金を繰り入れない収支均衡予算」を継続していく必要があります。」としながらも、今後10年間の財政収支見通しにおいては、ふるさと納税寄附金収入として令和4年度決算額と同額(15.5億円)を毎年度確保することを前提とした収支見通しも示されており、自治体間のふるさと納税寄附金の獲得競争が年々激化している中、見込額を下回るリスクが懸念される。

このため、貴市の収支構造上の特性を踏まえ、持続可能な行財政運営の実現に向けて貴市行財政改善アクションプラン～スマートBizかどま～の取組を着実に実施するとともに、新たに発生したリスク等については、条例において毎年度作成することとされている収支計画に随時反映させることで、事前に対応策が講じられるよう、財政運営に当たり留意する必要があると考えられる。

■ 中期的な財政収支の見通し(財政調整基金の繰入前・繰入後)



(※) 繰入前とは、令和5年度以降、赤字補てんのための財政調整基金の取り崩しを見込んでいないもの。

(※) 繰入後とは、令和5年度以降、赤字補てんのための財政調整基金の取り崩しを見込んでいるもの。

(出典) 門真市の財政状況について(令和4(2022)年度決算状況等及び中期的な財政収支見通しの状況)20頁

【好取組事項】

○ 財政運営に関する条例の制定

貴市では、大都市に近いという特徴から、社会経済情勢の変動を受けやすいことや急激な人口減少等の影響により、様々な課題を抱えており、それらの課題を解決していくためには、決して緊縮的になるのではなく、積極的な投資を行い、まちを成長させていかなければならないとしている。

一方で、少子高齢化や人口減少等により、めまぐるしく変化する行政需要や地震・台風等による災害などの緊急事態に適切に対応していくためには、より柔軟で弾力的な財政基盤を構築し、健全な財政運営を行っていく必要があるとしている。

こうしたことから、「まちの成長」と「財政の健全化」の両立を目指し、基金の確保に留意した収支均衡予算及び財政構造の弾力化に向けて取り組みつつ、投資的財源を捻出する必要性から財政運営における5つの基本原則(①市民ニーズに応える、②計画的に財政を運営する、③市民と情報を共有する、④災害等の緊急事態に備える、⑤財政健全化の手段を担保する)を明確にし、健全で持続可能な財政状況を実現し、継続していくことを目的として「門真市健全な財政に関する条例」(31年4月1日施行)を制定している。

今回の診断結果では、資金繰り状況は積立低水準の状況にあることから留意すべきと考えられるものの、同条例及び「門真市財務及び健全な財政に関する規則」(31年4月1日改正)において、財政調整基金については目標額(標準財政規模の15/100)及び健全化の条件(標準財政規模の5/100)を規定するとともに、健全化の条件に抵触した場合には速やかに財政の健全化に向けた措置を講じることを義務付けており、財政調整基金の積立額を一定に確保する仕組みが構築されているものと考えられる。

このように数値基準に抵触した場合の健全化に向けた措置の義務化を具体的に規定している財政運営に係る条例の制定は、長らく積立低水準が継続する貴市の財政健全化に向けた意思表示として評価できるものであり、かつ、制定当時として、近畿財務局管内に類例が見られないものであり、財政健全化に向けた取組の好事例として、他団体の参考となるものと考えられる。

■ 門真市健全な財政に関する条例等(抜粋)

○ 健全な財政に関する条例(31年4月1日施行)

第11条 市長は、災害等の有事の際の支出その他緊急を要し、かつ、必要やむを得ない行政需要に対応するため、地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条の3の規定に沿って、規則で定める額を財政調整基金として造成することに努めるものとする。

2 市長は、当該年度の財政調整基金の額が前項に定める額を下回る場合は、翌年度の補正予算において、財政運営に支障のない範囲で、決算剰余金の2分の1を上回る額を、財政調整基金として積み立てなければならない。

第16条 市長は、市の財政状況が規則で定める健全化の条件に抵触した場合は、速やかに歳出の圧縮等、財政健全化のために必要な措置を講じなければならない。

○ 財務及び健全な財政に関する規則(31年4月1日門真市規則第10号)

第22条 条例第11条第1項の規則で定める額は、当該年度の標準財政規模の額(地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)第13条第4号に定めるところにより算定した額をいう。以下同じ。)に100分の15を乗じて得た額とする。

第23条 条例第16条の規則で定める健全化の条件は、当該年度において、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 財政調整基金の額が標準財政規模の額の100分の5未満となった場合

(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第2条第4号に規定する将来負担比率が100分の100以上となった場合

●計数補正（29年度以降において補正のあった科目・指標のみ記載）

債務償還能力及び資金繰り状況を評価するに当たっては、ヒアリングを踏まえ、以下の計数補正を行っている。

（単位：百万円）

No.	補正科目	年度	増減金額	補正理由
1	国（県）支出金等（国庫支出金）	R2	▲ 12,073	特別定額給付金給付事業費補助金は臨時的かつ多額な収入であると認められることから、行政経常収入から行政特別収入に補正する。
	行政特別収入（その他）		12,073	
	補助費等（その他）		▲ 12,073	特別定額給付金給付事業費は臨時的かつ多額な支出であると認められることから、行政経常支出から行政特別支出に補正する。
	行政特別支出（その他）		12,073	

○財務指標への影響

行政経常収支率

年度	計数補正前	計数補正後
R2	4.7%	5.8%

実質債務月収倍率

年度	計数補正前	計数補正後
R2	8.9月	11.1月

積立金等月収倍率

年度	計数補正前	計数補正後
R2	1.1月	1.4月